

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会(第4回)開催結果の概要

1. 日時

平成16年2月18日(水)午前10時から午前11時15分まで

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(委員,敬称略・五十音順)

飯田喜信,井堀利宏,酒巻匡,高橋宏志(座長),中尾正信,前田裕司,

山本信一,綿引万里子

(事務総局)

小池裕審議官,中村慎総務局第一課長(途中退室),後藤健総務局第二課長

(途中入室),菅野雅之民事局第一課長,小林宏司行政局参事官,

松村徹家庭局第二課長

4. 進行

1. 意見交換

小池審議官から,資料1ないし4に基づいて,第1回公表に向けた検証のための調査方法や今後の予定等について説明がされた。

1. 民事事件の調査について<>

(中尾委員)

第1回公表に向けた検証のための調査方法について(資料1)の第1の2に掲げられた,2年超事件調査,事件類型別調査,全体的なサンプル調査については,第1回公表に向けた検証で実施しないのであれば,第2回以降はどのような扱いになるのか。

(小池審議官)

事件票と予備的調査(資料1の第1の1)の方法による第1回の検証の結果を見た上で,第2回の公表に向けた検証に当たり,どのような調査を行うのがよいか,改めてご相談したい。

(中尾委員)

現段階では,2年超事件や事件類型別の調査をする,しないということが固まっているものではないということか。

(小池審議官)

そのとおりである。

(前田委員)

予備的調査を行う確定記録の数はどのくらいなのか。

(小池審議官)

現在,検討中である。まず,事務局の方で,東京ないしその近辺の裁判所の記録を二,三十件,予備的調査の予備という形で調査することによ

り、予備的調査の方法を考えるに当たって参考になるようなものを拾い出し、全国的に拡げて調査するかどうか、新たな調査項目を立てて定量的な調査を行うかどうかについてのヒントが生まれればよいと考えている。当事者側からは別の見方もあるだろうから、ディスカッションの場を持つのも一つのアイデアだろう。事務局の方で実際の記録に当たって整理してみた上で、この場でご相談することとしたい。

(前田委員)

どのようにして調査の対象となる事件を選ぶのか。

(小池審議官)

選定方法についても検討中である。

(前田委員)

調査項目についてはどうか。

(小池審議官)

今ある仮説に拘泥せず、まずは虚心に見て、記録からどういう項目や仮説が浮かび上がるのか、複数の目で議論しながら行いたい。

(中尾委員)

当面は、東京近辺の裁判所の記録のみ調査し、地方や支部の記録については調査しないのか。

(小池審議官)

予備的調査の予備の段階としては、東京や東京近辺の裁判所の記録を対象とすることを考えている。関東地方の支部にある記録を取り寄せることも可能なので検討したい。

(中尾委員)

行政事件には地方自治、租税、知的財産など様々な類型があり、平成14年度の行政事件の概況では、類型別に詳しいデータが集計されている。事件票には類型の項目が見当たらないが、どのように集計しているのか。今回の調査でも、事件類型ごとの集計をしてもらいたい。

(小林行政局参事官)

行政事件の統計データとしては、民事事件と同じように事件票として各庁からデータを集めたものと、行政局が独自に集計して類型分けしたものの二つがあるが、これらのデータは、必ずしもリンクしていない。行政事件の事件票も民事事件と同じように4月から改定するが、年に数件程度しか行政事件が係属しない裁判所にまで、細かな分類を設定して調査するかどうかは検討が必要であろう。

(中尾委員)

第1回の検証では、類型別の調査を行うのか。

(小林行政局参事官)

最近の行政事件は、年千五、六百件程度である。これを行政事件という

以上に細かい類型にすると、数十件程度しかない類型も出てくることになるし、第1回のボーリング調査でそこまで細かくやるのがよいのかという問題はあろう。

(前田委員)

行政事件という括りだけで、それ以上に細かく分類した調査はしないということか。

(小池審議官)

年間十数万件という民事通常第一審訴訟事件との比較で考えると、まず行政事件という括りで特徴を分析することを考えている。今後どのように細かく分類していくかについては、次のステージで検討することになる。ただ、分類を細かくしすぎると個別事件の調査のようになってしまうので、分類の仕方には難しい面があろう。

(前田委員)

経験的、感覚的には行政事件は長期化する傾向にあるので、細かく分類した検証を行う方がよいと思う。

(中尾委員)

平成14年度の行政事件の概況によれば、2年超の行政事件が20%を超えていることからすると、行政事件全般に関する特徴があると思う。事件類型別の調査は、時期は別にしても必要ではないか。もう一点、データの集計に当たっては、裁判所ごと、規模、地域別の集計もやっていただきたい。

(小池審議官)

裁判所ごとに報告されているので、本庁・支部別、合議取扱・非取扱別といった集計も可能である。集計・分析の段階で議論していただきたい。

(中尾委員)

以前は、司法統計年報に支部ごとの新受・既済・未済件数や地方裁判所ごとの審理期間も掲載されていた。平成10年版民事・行政編の司法統計年報は280ページくらいあったが、今のものは70ページくらいで4分の1になっている。司法統計年報が薄くなった原因は何か。以前の分量に戻す予定はあるのか。この検証は10年間継続するわけであるが、司法統計年報との関連はどのように考えているのか。

(小池審議官)

これまで法制審議会等でデータが必要な場合には、コンピュータからデータを取り出し、加工した上で資料として提出しており、今後もこのような形での対応は十分可能であると判断したため、年報という形でのデータの提示方法については、事務の簡素化の観点から見直しを行った。また、各庁で進行管理のシステム等から終局時に自動的に統計データ

を報告できるようシステム化を行ったことに伴い、データを標準化するという観点からも、項目の整理を行った。このほか、法改正の際に特別集計という形で報告を求めたり、裁判の独立に関連しない事項については係属中の事件の報告を求めることも可能であることも、見直しを行った理由の一つである。

今後、制度改革に伴うデータを司法統計年報に盛り込むことにするのか、別途、集計していくのか検討する必要があるが、いずれにしても、ニーズに応じたデータの示し方ができるように考えたい。

(前田委員)

司法統計年報に支部のデータが出ていないため、支部の管轄内の弁護士からは不満が出ている。迅速・充実と関連するので、支部のデータも必要に応じて出してもらいたい。

(小池審議官)

要望に応じて対応していきたい。

(中尾委員)

予備的調査で、今後の検証作業に向けた調査項目の洗い出しを行うに当たっては、評価・主観にわたる項目は、誘導的になり、客観性が担保されないので、除いてもらいたい。例えば、「期日が空転した」という項目を考えた場合、裁判所が当事者の準備不足が原因だと考える場合でも、当事者から見ると裁判所の争点整理が不十分だからだと評価する場合もあり得る。

(小池審議官)

分析により、そういう点が出てくれば、議論していただきたい。

(中尾委員)

事件票にはない裁判官の交代や証拠調べ・証人尋問の期間といった、できるだけ客観的な項目を洗い出していただきたい。

(井堀委員)

今後の予定について(案)(資料4)によれば、改定後の事件票による調査の開始時期は4月ということだが、時系列的・地域的分析というのは従前の事件票によるデータに基づいて行うのか。

(小池審議官)

改定の前後で重なっている項目については、従前のデータとの対比が可能である。

(井堀委員)

どれくらい遡ることができるのか。

(小池審議官)

昭和五十年代前半まで遡ることができる。

(井堀委員)

長期化要因に関する仮説はある程度持っているのか。

(小池審議官)

持っている。

(中尾委員)

人的・物的体制についてのデータとして、裁判官や書記官の数、支部の常駐・非常駐の別、法廷の数や開廷日等を、大まかでよいので、第1回の公表の段階から出してもらいたい。

(小池審議官)

この検討会で要望があればお出ししたい。

(前田委員)

前回、日弁連の藤井副会長からいわゆる福岡方式について紹介されたが、今回の予備的調査ではこのようなモニター方式は採用しないのか。

(小池審議官)

最高裁内部では当事者の視点も必要だろうという議論をしているが、様々な見方を客観的に集約するのは難しいので、予備的調査の予備という形で調査をやってみた上で相談したい。

(前田委員)

検証においては、裁判の当事者から見た充実・迅速という視点も必要であろう。裁判の独立に配慮しつつ、モニター方式を採り入れていただきたい。

(高橋座長)

確定記録とはいえ、裁判官は個別事件記録に基づく調査に神経質になっているようだ。個々の裁判官に自分の担当事件が調査されたかどうか分からないように行うのか。

(小池審議官)

そのとおりである。

(綿引委員)

予備的調査の調査対象となる二、三十件をどのようにして選び出すのか。

(小池審議官)

確定記録といっても、第一審で確定したのもあれば、上告審まで行ったものもある。上告審まで行った事件の第一審、和解で終わった事件の第一審というように類型化して選び出せば、集計の際も、誰が担当した事件かは分からず、裁判の独立という意味で個別の事件から距離を保ったものになろう。

(高橋座長)

確定記録について調査すること自体はオープンになるので、裁判の独立に配慮した方法を工夫して、予備的調査を行うこととなる。

(綿引委員)

今年の7月の段階で、予備的調査の予備の調査結果を踏まえてその後の調査の具体的なイメージを固めていくということか。

(小池審議官)

予備的調査の予備の調査をし、当事者サイドの話を聞く機会をもった上でご相談できればと考えている。

(中尾委員)

予備的調査で集めるデータは、その後の調査に向けた実験材料ということで、検証の対象としないということか。

(小池審議官)

実際に調査してみないと分からないが、今はそのように考えている。

(高橋座長)

第1回の公表に向けた検証における民事事件の調査については、資料1の第1の1のとおり事件票及び予備的調査とすることでよいか。

(委員)

異議なし。

2. 刑事事件の調査について

(中尾委員)

民事事件で行うような予備的調査は刑事事件では考えていないのか。

(小池審議官)

刑事事件の場合、事件票やB1表がかなり詳しいので、今の段階ではそれで足りるのではないかと考えている。

(前田委員)

民事事件と比較すると、確かに刑事事件はかなり詳しい調査がされているので、改めて確定記録に基づく予備的調査をする必要がないという前提だろう。ところで、B1表の13項「審理長期化の事由」の(1)「事案複雑」の欄には、該当する事由に「」印を入れるのか。

(刑事局担当者)

そのとおりである。

(前田委員)

B1表の13項の(1)エの「証人調べに多数の公判等を要した」欄の括弧の中には何を記入するのか。

(刑事局担当者)

直近1年間において長期化の事由となった場合などに、「」印を入れることになっている。

(前田委員)

「多数」というのは、証人数を記入するのではないのか。

(刑事局担当者)

客観的な数字は別の欄に書くことになっている。

(中尾委員)

「多数」の基準を統一していないのか。

(刑事局担当者)

記入者において審理が長期化した事由と考えたものに「 」印を付けることになっている。

(中尾委員)

B1表の13項の(2)「その他」のア「紛議等のため実体審理の進ちよくしなかつた公判多数」の欄に対応するものとして、7項「公判等」の(8)「紛議のため法291条、証拠調べ、法293条のいずれの手續も行われなかつた公判回数」があるが、ここでいう「紛議」とは何か。

(刑事局担当者)

10項「訴訟進行に関する紛議等」にも「証拠開示をめぐる紛議」、「釈明要求をめぐる紛議」などといった欄があり、これらが紛議の1つのメルクマールにはなる。ただし、これだけではなく、最終的には記入者の判断に基づいて記入してもらうことになる。

(中尾委員)

「紛議」のような評価・主観にわたる項目は視点が偏りやすい。「紛議」の内容を更に具体的に検証しないと、客観的な分析ができないのではないか。

(前田委員)

13項の「審理長期化の事由」のデータ集積はどうするのか。項目ごとに「 」印の付いた事件数を集計するのか。

(刑事局担当者)

そのとおりである。

(酒巻委員)

B1表については、以前からこれと同じ枠組みで調査しており、データの集積が相当あると思う。何が紛議かは担当裁判官が判断することになるだろうが、法律専門家としての経験から言えば、証拠開示や釈明要求をめぐる紛議というのは、かなり明確だと思う。

(飯田委員)

刑事事件の場合、長期化の要因には、戦後の刑事訴訟法の長い年月の中で生じた体質的なものがあるように思う。人間に例えると、成人病を原因として様々な疾病に罹るなど、体質的なものからくる病理性があり、そこに刑事事件の長期化の要因があるのではないか。どこまで遡る

かは別として、長期化の要因を探るには、これまで蓄積されたデータの分析により、経年の変化をとらえることが必要なのではないかと思う。

(小池審議官)

刑事事件の事件票データも二十数年前から取っており、紙のものは昭和二十年代からある。裁判所の主観が入るという項目については、次のステージではもう少し切り込んでいくということになるだろうか。長期化に光を当てたデータが不十分であり、完全でないことは十分認識している。

(前田委員)

裁判の迅速化に関する法律の制定を受けて検察庁が独自に行う調査の具体的な内容はどのようなものか。

(山本委員)

具体的な内容はまだ固まっていない。4月以降、一つ一つの事件について、検察官から見た長期化の原因を具体的に出してもらい、それを最高検で集計するということになる。ある程度類型化した方法を探らざるを得ないが、長期化が予測できるものについては、個別に見ていくこともあろう。

(前田委員)

分析結果はこの検討会に提供してもらえるのか。

(山本委員)

検察庁の外部に公表するかどうかは未定だが、検察庁の中ではデータを分析し、改善すべきところは改善していくことになる。

(小池審議官)

この検討会で検察庁や弁護士会の有するデータが必要となれば、検察庁や弁護士会に協力依頼を行い、協力していただけるものはしていただくことになる。

(中尾委員)

裁判所が行う調査について、最高裁は通達等の文書で下級裁に指示を出すのか。

(小池審議官)

事件票やB1表が改定されたことを下級裁に伝え、改定後のものに従って報告してもらうように、通達などを発出することになる。

(中尾委員)

指針や方向性が出ている文書であれば、資料としてこの検討会に出してもらいたい。

(高橋座長)

第1回の公表に向けた検証における刑事事件の調査については、資料1の第2のとおり事件票及びB1表による調査とすることでよいのか。

(委員)

異議なし。

3. 今後の予定等について

(中尾委員)

第2回の公表に向けた検討は、今年の11月くらいから、第1回の分析と並行して行うべきである。

(小池審議官)

検討したい。

(高橋座長)

法廷や事件記録を実際に見たいという希望はないか。実際に見てみれば、裁判の実態が分かるかもしれない。

(小池審議官)

期日の定め方、手続の進め方といった、法曹三者が当たり前と思っていることでも、第三者から見ると、充実・迅速の観点から改めた方がよいという点もあり得る。これまでの法曹三者による議論は、理念的議論になりがちであり、データに基づくとといった実証性に欠けるらいがあった。実証的な議論をするために、実際に法廷や事件記録を見てもらい、そこで感じた違和感をデータ化、客観化していくということも考えられよう。刑事事件には裁判員制度が導入される予定であり、従前の感覚を変える必要がある。

小池審議官から、参考資料(裁判員制度の対象となる事件に関するデータ)に基づいて、裁判員制度について説明がされた。

(飯田委員)

新聞報道によると、裁判員制度の準備期間を5年設けるようである。

(酒巻委員)

気が遠くなるような準備作業が必要である。法律家の意識改革も必要であるし、法曹三者がいろいろな工夫をしないと制度を運用できない。その準備期間として5年くらいは必要であると感じている。かつて陪審法の時も5年くらいやったようである。

(前田委員)

課題はたくさんあるが、今の情報化社会においては、3年あればよいのではないかと思う。

(高橋座長)

迅速化のための検証は10年間あるから、その途中で裁判員制度が導入されることになる。検証の方法にも工夫が必要となるだろう。

(前田委員)

裁判員制度との関係でどういうデータを集めるのかは、次回以降の課題だろう。

(飯田委員)

裁判員制度の下では、第1回公判前の準備手続や連続的開廷による公判手続というように、現行のシステムとは全然違うが、迅速化のネックは何かというこの検討会での分析が活きてくるだろう。

(高橋座長)

今後の予定について(案)(資料4)は基本的に了承されたと理解した。その具体的な内容については、座長として、皆様を代表する形で事務局と相談しながら検討させていただきたい。

(委員)

異議なし。

2. 今後の予定

事務局において、高橋座長と相談の上、今後の検討会の日程調整を行うこととなった。